# 古事記覚書

――その本文批判について―

(-)

提案をしている。 点で拠るべき本文を決定してみることにしたら如何であろうかという べきではあるまいか。つまり本文自体の価値と伝承者への信頼という とした古典伝承者が存在して、その人物に対して 信 頼 が置 けるなら いる現状では、 文とかいうものは、一つの仮想に過ぎず、原典を求めて行きづまって 条件の揃っている場合は別として、文献学でいう原典とか原型とか原 提出し、 じて依拠すべき本文の指摘がなされていないのはなぜかという疑問を 枕草子、 研究の批判と推進」(「国語と国文学」 昭3・5)に おい て、 国文学の文献学的研究、その中心を占める本文批判の問題について 古典の本文自体をも十分吟味した上で、そうした系統本文に拠る ほとんど究極の所まで推し進められたにもかかわらず、なお安ん いろいろな反省が加えられてきた。 古典作者の自筆本が喪失している場合、土佐日記のような好 古今集、伊勢物語等を例にして、 それらの 本文 批 評的研究 むしろ伝承書写者に焦点を向け るべきで あり、 松田武夫博士は、 源氏物語、 「文献学的 判然

氏の意図するところ、もっともな点もあるが、本文自体の価値を、

島根大学教育学部紀要

第三巻

1—10頁

昭和四五年二月

古賀精

何を基準にして判別するのか、

古典伝承者に対して、どのような条件

域をうち建てる必要を説いている。 い方法を見つけて、国文学から独立した「本文批判学」という研究領 ズ、ハニグマン、シッソン等の方法の一部を紹介し、それらから新し 譜法の限界を指摘し、英米における「新文献学」のゆきかた-バワー うよりは「補助的研究」とみるべきであるとして**、**池田亀鑑博士の系 かないのである。」と述べ、 ければ、たとえ誤謬に満ちた孤本でも、 なければ、可能な範囲での比較的良好なテクストで、それが得られな なかで、 とき、 つまでも棚上げしておくわけにはいかない。良好なテクストが得られ 努力しなければならないのが現状なのではあるまいか。 と本文が少ないからこそ、ぎりぎりのところまで作品の原型を求めて が満たされれば信頼がおけるようになるのかという点について考える また、 われわれは甚だ悲観的にならざるを得ない。信頼できる書承者 小西甚一博士も、「本文批判と国文学」(「文学」昭3・2)の 「良好なテクストが得られないからといって、作品研究をい 本文批判は、 とにかく作品研究を進めるほ 「国文学の基礎的研究」とい

象の著しい日本の古典の場合、系譜の樹立も、その上に行なわれる原なるほど、他本との校合が底本の本文に混入してしまった混態の現

の本文批判学者を養成すべきだというのも、そのとおりだと思う。でする研究」で説かれた方法をもってしては解決のつかない問題が山関する研究」で説かれた方法をもってしては解決のつかない問題が山関する研究」で説かれた方法をもってしては解決のつかない問題が山関する研究」で説かれた方法をもってしては解決のつかない問題が山関の再建も甚だ困難であって、故池田博士が、「古典の批判的処置に型の再建も甚だ困難であって、故池田博士が、「古典の批判的処置に

うのが文献学的研究の現状なのであろう。 と、この方も、学の樹立まで棚上げしておくわけにはいかないといた、この方も、学の樹立まで棚上げしておくわけにはいかないのであるいは両者の兼業が必要になるのであって、個々の作品の諸本が、本文批判の仕事も、地田博士の系譜法を超える新しい本文批判の方法が模索されなければならないであろう。戦後くりかえし言われているように、重点を作品研究に置かなければならないか、という点になるないが、本文批判の仕事も、まだまだ手を抜くわけにはいかないので、ないが、本文批判の仕事も、まだまだ手を抜くわけにはいかないといるように、重点を作品研究に置かなければならないか、という点になるないが、本文批判の仕事も、まだまだ手を抜くわけにはいかないといるように、重点を作品研究に置かなければならないか、という点になる。

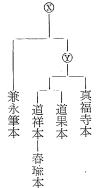
<u>(\_)</u>

の研究、系譜の樹立、校本に採択する写本の決定、校本の作成、定本し、問題点を明らかにしておきたい。多くの古典の場合と同様、諸本て、今後の見とおしを立てるために、これまでの研究 の 結 果 を整理ここで、古事記の 本文 批判 はど う進めるべきかという問題につい

の段階へと進んできたところである。ては、ようやく「校本古事記」(昭40)が完成し、校 本から 定本作成の作成という順序をとるべきことはいうまでもないが、古事記につい

を最も単純化して示すと、次のようになる。果、原型再建に不可欠なものとして選択された写本と、その系譜関係ま事記には現在四十余種の写本が伝えられているが、系譜樹立の結

上巻の場合



中、下巻の場合

か、反省しなければならない。 う奇妙な方法で本文をきめるという誤りをどれほどくりかえして来た

検討されるべきことはいうまでもない。
ことを考慮に入れたからで、延佳本以下の校訂のあとが、今後厳密にが、これは近世以来流布して、多くの人々の研究の基礎になってきたが、これは近世以来流布して、多くの人々の研究の基礎になってきた延佳本)、古事記伝、訂正古訓古事記等の版本をも校異に用いている「校本古事記」は、右の古写本のほかに、寛永版本、隴頭古事記(

するまでには至らなかった。 れたのは、 と呼ばれた)がはじめて学界に紹介され、 昭21・7月・11月)として戦後発表された。 研究の結果は、 二十数種の諸本とその系統関係が調査され、校本が作成された。諸本 ができる。 おける国民精神文化研究所の事業と、京都大学のそれとをあげること 作成の仕事として、筆者の知る限りでは、昭和十年代後半の、東京に てみても、 研究の積み重ねがあったことを忘れてはならない。 ところで、 京都では、澤瀉博士のもと、主として浜田敦氏によって、 古事記の本文批判の基礎になる本格的な諸本の研究と校本 大きな収穫であったが、まだ当時は諸本全部の系譜を樹立 右の校本作成までには、長い年月と多くの学者の地味な 「古 事記諸本 概 説上下」(「帝国学士院紀事」四の二・三 兼永筆本(当時は鈴鹿登本 諸本の系 統 が明らかにさ この三十年に限っ

(「静岡大学教育学部報告」6 昭31)となって発表された。て残った報告書の一部が、植松茂氏の「古事記卜部 系諸 本の 成立」東京の仕事は、戦災を受けて焼失する 不 運にあ ったが、 幸いにし

事記諸本の研究」(「古事記大成」1 昭31)を書いたのも同じ年で、よう筆者が昭和十六年以来の調査に戦後出現した諸本をも加えて、「古

古

事

記覚

書

(古賀)

を数えるに至った。よって、古事記諸本は、伊勢系諸本四、卜部系諸本三十六の計四十種以って、古事記諸本は、伊勢系諸本四、卜部系諸本三十六の計四十種喜博博士、鎌田純一氏らによる発見と、天理図書館の古写本収集等にやく三十二種の諸本を取り上げることができたが、この前後の、近藤

あろう。 で代に入ってもまだ手さぐりの状態を脱しえなかったといっていいでくらいで、多くの問題が残されており、本文批判の作業は、昭和三十条譜樹立の試みは、植松氏の前記論文にようやく形をととのえて来た系譜樹立の試みは、植松氏の前記論文にようやく形をととのえて来たる系譜はほぼ明らかになっていたが、これと対立する卜部系譜本の四をれまで、伊勢系に属する真福寺本、道果本、道祥本、春瑜本の四

昭和三十二年、倉野憲司博士を代表とする「古事記の校本・定本のなった。

きかった。 系統関係を明らかにする研究で、その後の系譜樹立に寄与する所が大不統関係を明らかにする研究で、その後の系譜樹立に寄与する所が大次にあげる諸論考は、それぞれの写本の性質と、その同類諸本との

藤井信男「真福寺本古事記の雑考」

(「古事記年報」五

「道果本古事記に関する考察」

同

(「同 年報」六・昭3)

### 古 事 記 覚

古賀精一「古事記鈴鹿登本系諸本の系統的研究」

(一同 年報」五・昭33)

青木紀元 「前田本古事記祖本の形態

神宮文庫所蔵石川本古事記の性質」 ( 「芸 林」九の一・昭33)

(「古事記年報」五・昭33)

「再び石川本古事記について」

同

西宮一民

「神楽岡本・八雲軒本古事記について」

同

(一同 年報」六・昭30

(「同 年報」五・昭33)

を発表している。 また、これとは別に、 青木孝氏も、次のような精細な諸本研究の報告

,静嘉堂文庫蔵山田本古事記考」 (「青山学院女子短期大学紀要」10・昭3)

一竜門文庫蔵平瀬本古事記考」

同

紀要」14·昭35

紀要」15・昭36

同

「多和文庫蔵曼殊院本古事記考」

· 竜門文庫蔵鴨本古事記考\_

 $\widehat{\Box}$ 同

紀要) 16・昭37)

で描いた系統図に、新しい資料による修正を加え、 十五年夏からである。各人の研究資料を持ち寄り、植松氏が前記論文 に、植松茂、 これまでの諸本研究に前後して、卜部系諸本の系譜を樹立するため 鎌田純一、古賀の三名が共同研究を行なったのは昭和三 系統別の異文表を

> った。 間どった本も一・二にとどまらなかったが、著しい混態によってどの 系統にも所属させられないのが頼房本一本にとどまったのは幸いであ 作成したり新出写本の異文をこれまでの諸 本と細 かに 比較 したりし 系譜上の位置を決定していった。混態のためにその位置決定に手

と「宗二本古事記」の存在を推定し、 系統図参照)、その後鎌田純一氏は、 常世長 胤 旧蔵の 寛永版旧事本紀 上・下巻を考えていたのであったが(日本古典全書「古事記」上の八七百 は、 推定していたので、校本作成に 必要な本とし て、 ト部 系諸本の中で が、当時は、兼永筆本と祐範本および延春本との関係を、仏のように きことを提案した。(「祐範本旧事本紀の奥書より」へ「国学院雑誌」64の の中に祐範本旧事本紀の奥書の写しを発見して、 56 こうしてト部系諸本三十六種の系譜をほぼ樹立し終わったのである 兼永筆本、祐範本、延春本(中巻のみ)、および平瀬本と石川本の 昭 38 〉) Mの系譜をBのように訂正すべ 「宗二本旧事本紀」



例の詳細な表を掲げて検討を加えることによって、 ひきつづき、小野田光雄氏が、兼永筆本、祐範本、 延春本の本文異同 Bの系譜の正当性

延春本…

古

事

記

覚

(古賀)

を立証した。(「祐範本古事記の系統」()・口へ「古事記年報」十・十一 昭40

・41>「同年報」十三 昭4に補説あり。)

だけを採用すればよいということになったのである。はっきりしたので、校本作成には、ト部系諸本の中からは、兼永筆本かくて現存のト部系諸本はすべて兼永筆本を祖本としていることが

(三)

基礎の上に、 法によって選択された必要最少限の写本に限って作り直すべきで、 作成の仕事に入ることになる。それまでに作られてきたさまざまな形 でに費された無駄な労力は計り知れないものがあろう。今後は、 原型に迫るためである。共通に利用できる校本がないために、これま の手掛りを公開して、できるだけ多くの人々の研究をまって、 れる異体字や誤字、 なって出版された。校本の意義は、本文批判に必要な資料を出来るだ な筆写になる校本が作られることになり、 い諸本集成古事記の 実績を 持つ小野田光雄氏の 厳密細心にして 忠実 のための校本とするには不適当である。やはり、末流写本は除き系譜 な写本による校合を行なっていたものであるから、そのまま本文批判 譜の明らかでない時期に、諸本の性質を見極める必要から、種々雑多 の校合本――筆者の手もとにもその何種類かがあった――は、まだ系 諸本の系譜がたてられ、校本に採択する写本が決められると、 漏れなく整理をして提供するところにある。古写本にみら 現在流布している各種のテキスト本文に問題のある場合に 原型再建の研究が積み上げられなければならないのであ 衍字もそのまま校本に出すのは、本文批判のため 研究者の利用しやすい形と 作品の 校本 この 幸

校本にもどって検討すればよいのである。

ŧ,

文批判の個々の場合に慎重な配慮を必要とする問題である。 とにためらいを感じる。」とまで言われた点は十分に傾聴すべきで、本 述べ、「この種の本文を、古事記校訂の直接根本の重要資料とするこ それらの研究の結果が本文に介入していると見なければならない。」と 本紀や、日本書紀或は延喜式などによって詳細に釈義を施しており、 三本をさす)は、先代旧事本紀によって綿密な 校訂を 試み、 現象が生じていると、われわれは、原本には無かった不純なものを、 それに応じた処置がとれるわけだが(後述)、ある時期に他の写本あ うな、他本による校異とはっきりわかる、いわゆる合成の場合には を行なった結果、「伊勢本系 古事記(筆者注、道果本、道祥本、春瑜本の 本来のものと誤ってしまうおそれがある。小野田光雄氏が詳しい調査 われ、それが書承の間に本文中に混入してしまった、いわゆる混態の るいは、 のあることである。真福寺本中巻にみられる大殿御本による校合のよ 諸本に不純なものが紛れ込んでいないかどうかを厳密に吟味する必要 が、古事記の場合、まだ多くの困難が残されている。第一に、 校本が作られると、 日本書紀や旧事本紀のような別の作品による書き入れが行な 原型の再建はたやすいことと 考えら 先代旧事 選ばれた れやすい

田氏によれば卜部系古事記には、その後、釈日本紀引用の古事記や、本文に混入して伝わっていると判断される例があるからである。小野真福寺本には合成の形で伝わっているのに、兼永筆本ではその一部がれる。卜部兼文が家本中巻に施した大殿御本による校合註記のうち、程度の差はあれ、混態現象は兼永筆本の方にも起こっていたと思わ

には、 さらにくわしくは、 ればならない。 も伝わっていない朱や墨のイ校合註記もあるので、これら諸本の分流 した後に加えられたものもあるであろうということを考慮に入れなけ えなければならない。また筆者の調査でも、兼永筆本の校合註記の中 日本書紀による校合も行なわれたと推定され、 「国学院雑誌」64の5・6 あるいは一部は本文に混入して兼永筆本に伝わって来ていると考 近衛本、村井本、兼従本、祐範本等の親近下位のいずれの本に (拙稿「古事記諸本の研究」二五二頁「古事記大成」1>、 小野田光雄氏「真福寺本兼永本古事記中巻の校合註記」へ 昭 38 〉) それ が校合註記の形

である。 筆であり、 たもので、賢瑜筆の本文と同等に扱っていいことは既に述べたとおり ことについては、それが賢瑜に書写を命じた真福寺二代の住職信禄の 方、賢瑜筆の真福寺本古事記に、それとは別筆の書き入れがある (拙稿(真福寺本古事記攷」<「国語国文」昭18・5>) 信瑜自ら、同一の書き本について賢瑜書写の誤脱を訂正し

る。 を免れなかったのであるが、 の資格を認めなければならないという年 来の主 張の 根拠 はここにあ 福寺本までの書承の間の変化は免れないにしても、兼文所持の本に対 と奥書に書き記され、真福寺本にまで伝わっているので、兼文から真 十年二月十二・三日)まで、校合を加えた卜部兼文によってはっきり の出所 また、 真福寺本は、中巻だけが上・下巻とは別系で、本文批判の上の不利 大殿御本による校合註記に対しても、真福寺本中巻の本文と対等 もう一本の古事記中巻の姿をそこに示してくれているわけであ (前関白太政大臣藤原兼平の鴨院文庫)、校合の年月日 真福寺本中巻に残されている大殿御本による校合は、 小野田氏が大殿御本の校合註記の字体、 その本 (文永

> と推定したことは貴重な収穫であった。(「古事記『大殿の御本』の系統\_ 用字その他の徴候から、大殿御本を、真福寺本上・下巻と同系の一本

文をもとに、個々の事例について本文批判の作業を行なう場合にも、 前 <「国学院雑誌」63の9 これまでに述べた、不純分子の排除に関する問題は、 あるいはその過程で検討される問題であるが、 昭37 >>)

校本に示された異 校

本

作 成の

更に慎重に省みられなければならない点である。

判断の資料はまことに少ないのである。 見えるが、先述のとおり、道果本以下に伊勢神道系の不純な変改を警 と兼永筆本に対して、別系の大殿御本校合異文を持つだけであって、 戒しなければならないし、中巻も、同じ兼文本から派生した真福寺本 ことである。上巻には五種あって、中・下巻よりは恵まれているかに に異同がある場合、そのいずれを取るべきかを判断する資料に乏しい 第二の困難は、校本に採用した写本が二系統しかないために、

律であり、記載法が前後その次を失ってゐる例」も珍しくないのであ だが一面には、安藤正次氏が早く指摘しているように、 のである。 で検討して、判断の手掛りを発見するようにつとめなければならない しているものであるから、 て、 たようなものを見出すことができれば、それを基準にすべきである。 れらとは別の書であり、 この場合、相似た語や文が日本書紀や 旧事本 紀に あるか らとい 直ちにそれに従うことは厳に戒めなければならない。古事記はこ 用例が豊富で、 内部に矛盾を包みながらも一つの統 そこに表記上の規則性あるいは方針といっ 用字、用語、文章を、先ず古事記全体の中 「用字が不規 一体をな

古

事 記 覚

的にはこの方針を持つべきであると思う。 個々の事例について、さらに多方面からの検討が必要であるが、基本 をも深めなければならないのである。事は言うほどに簡単ではなく、 古事記自らに語らせる手順をふまなければならないと考える。言いか と古語」所収>)のであって、 相を如実に示すことが少くない」(「古事記行文の一研究」昭7人「古典 合して考へると、それらのものが互に補正するところあって、 もある。 を欠いてゐる。 しにくい場合も、先ず古事記全体の用字、用語、文章の中に置いて、 の行文は、或一人の手によって書かれたものとは思はれぬほどに統一 本文批判の困難は依然として残る。言われるとおり、 古事記の本文批判を進めるためには、その表記、 「しかしながら、 いたるところに矛盾もあれば撞着もある」という一面 その各所にあらはれてゐる矛盾や撞着を照 表記に法則性のある場合も、 それの見出 表現の研究 「古事記 その真

異同のみられる七十例の原型本文の推定を行なうことのできた、 文」 昭20・8>)また、西宮一民氏の「古事記本 文の 文 体 論的批判」 恵まれた場合であった。(「古事記の『白』『曰』両字について」<「国語国 用例から、 でもないが、今後このような研究が次々に積み重ねられることによっ 記を一単位として、文体論的に本文批判する可能性を求め、具体的な (「国語国文」昭4・6)も、その本文批判の 困難を予想した上で、 の本文批判を試みたのは、諸本に異同のない例二六一という豊富な使 一の例についての本文批判の結果を提出された。一部に異見がない 筆者が、さきに会話引用の「白」「曰」両字の異同例について、そ 困難の多い古事記の本文批判、 筆録者の用字の方針を導き出して、それを基準に、 ひいては定本の作成も可能になる 諸本に 古事 最も

ことを願うものである。

#### 四(四

ţ 問題にしぼって、私見を述べていきたいと思う。 古事記」のとった方法を手掛りにして、古事記の本文批判の方法上の 多数の読者を迷わせる結果になることを私はおそれる。以下、「定本 冠しており、 なかったわれわれの怠惰はきびしく責めらるべき だが、そ 感想である。もちろん、校本を基礎にしての定本作成への努力の足り 失礼ではあるが、これは定本ではないというのが、私のいつわらざる うものとは著しい距離のあることを知った。先達の業績に対して甚だ をもって拝見したのであるが、残念ながらわれわれの考える定本とい つづいて、さらにこの著を完成された精進に対し、大きな敬意と期待 た。独力、「上代語辞典」「定本日本書紀」という大部の著述にひき 最近、丸山林平氏の校訂する「定本古事記」(講談社) この書の欠陥に目をふさぐことは許されない。定本という書名を しかも著名な出版社から出ているということのために、 が出版され れにして

た。」(十九頁)とされるのだが、古写本と校訂刊本とを一しょにして、独命的である。「延佳本においてはじめて古事記の善本を見るに至っるまい。)兼永自筆本を軽視している等、伝本に対する愛情の欠除は本を道詳本と誤記し、(一個所だけではないからミスプリントではあ本を道詳本と誤記し、(一個所だけではないからミスプリントではあ本を道詳本と誤記し、(一個所だけではないからミスプリントではあるまい。) (十八頁)と片附け、道祥本を道詳本と誤記し、(一個所だけではないからミスプリントではあるまい。) (十八頁)といい、道祥本を道詳本を表述している。」(十八頁)といい、道祥本を道詳本を表述している。」(十八頁)とされるのだが、古写本と校訂刊本とを一しょにして、独命が記述者を表述している。」(十九頁)とされるのだが、古写本と校訂刊本とを一しょにして、独命が記述者を表述している。」(十九頁)とされるのだが、古写本と校訂刊本とを一しょにして、

に利用していただけなかったのは誠に残念である。
に利用していただけなかったのは誠に残念である。
を本というのは、静嘉堂文庫の山田以文旧蔵写本をいうはずだが、当にどのものではない。」(二十頁)とするのも、学習院本を他の刊本と一しょに並べて、「すべては古訓古事記と大同小異であり」とするのも、甚だ粗雑である。さらに「近来最も誤りの多い真本を底本とする傾向が生じている。」として、鸞嗣国史大系本と 倉野憲 司編「校本古事記」とを取りあげ、「底本のおもかげを残そうとしてか、多くの誤字や偽字、衍字や脱字を、ほとんどそのまま転載している。」と評している。校訂本と校本とを一しょにしては困るのだが、さきに述べたように、私意を排してできるだけ客観的な資料を漏れなく提供するといる。校訂本と校本とを一しょにしては困るのだが、さきに述べたように、私意を排してできるだけ客観的な資料を漏れなく提供するというのは、何を基準にしていわれるのか理解に苦しむ。また、善本というのは、何を基準にしていわれるのか理解に苦しむ。また、

著者が、訂正古訓古事記を底本としたのは一つの見解ではあるが、 をれに頼って、諸本の系譜を考慮しない欠陥は、処々にあらわれている。中津本(二七五頁、二九〇頁など)・神谷本(二七六頁)のような 祇 値 の低い本、田中本(二七五頁、二九〇頁など)・神谷本(二七六頁)のような末本、田中本(二七五頁、二九〇頁など)・神谷本(二七六頁)のような末本、田中本(二七五頁、二九〇頁など)・神谷本(二七六頁)のような末本、田中本(二七五頁、二九〇頁など)・神谷本(二七五〇日)のような末本としたのは一つの見解ではあるが、

いること(八六頁)、允恭記の歌謡九一番の「加 美都勢」(真福寺本)るのに、「いま多本に従う。」として、多数の本にあるかの如く記して二字はなく、延佳本が付加し、記伝もこれを受けついでいるものであまた、序末の「太朝臣安万侶」の下には、どの写本にも「謹上」の

りがない。 かけの多数決できめていること (四六二頁) 等々数 え上げ て いけばきったのであろう。延本、底本その他の多本に従う。」として、安易に見と「賀美都勢」 (兼永筆本) の一対一の異 文対立を、「真 本 はふと誤

上<二一七頁>) 文学・書紀文学と古事記」<古事記大成2所収>「上代日本文学と中 国文学」 理由の説明を試みている小島憲之氏の論にきくべきであろう。(「中国 の上二字を「倉梯」に改めた例(五五五頁)などとともに、 、「倉椅山」を「倉梯山」に(四二四頁)、崇峻記の「倉 椅 柴 垣宮\_ 橋」に(三八二頁)、仁徳記の「小椅江」を「小 橋 江)に 行記の「椅本」を「梯本」に(三一四頁)、応神記の「簀 椅」を「簀 る。」として「小橋君」に改めてしまっているのなど(二四三頁)、景 頁)といい、神武記「阿多之小椅君」の「椅」字 を、「記の諸本、み 意できない。また「古訓古 事記は『橋・梯』を『椅』に 誤る。」(三〇 隅」(「郷土研究講座」第七巻)などにも例が見られるように、 古写本に ्र 得ない。このような用字が上代に行なわれていたことを認めて、その な『橋』を『椅』に誤り、その後も無反省にこの誤字が用いられてい 説明の中でも、本文中でもくりかえし誤字ときめつけているのには同 はしばしば出てくるものであるが、それを他の誤字と一律に、伝本の 出さざる異体字ならびに通用字の表」や、太田晶二郎氏の「異体字一 「倉椅山」「倉椅川」の用字例あるを無視した行き過ぎといわざるを (2) 「須」「殺」「劔」「絶」等の異体字は、校本万葉集の「校異を 古写本の異体字を一律に誤字扱いにしてい る点も う な ずけな (四〇三頁) 万葉にも

本著には誤字という語がしばしば用いられているが、誤字と判定す

古 事

記

覚 書

(古賀)

別字、誤字等の判定の 基準を、 氏は現 代に 置かれるのであろうか。 備な学界の現状ではあるが、<br />
本文 批判の際に、 の規範の解釈にかかはる一問題」<「国語学」74>参照) る基準は何であろうか。文字論および文字史の理論と実態の記述の不 (山田俊雄「漢字字体の史的研究の問題とその方向」<国語 学72>「漢字字形 文字の同体、 異体、

下例をあげて説明する。 することができるのであるから、それらを十分活用すべきである。以 べきものが多いし、宣長の古事記伝の綿密な考証にもすぐれた点の多 り入れないための誤りも少なくない。延佳の校訂にはたしかに首肯す いことは認めるが、 (3)江戸時代の延佳本や古訓古事記を尊重し、現代の研究成果を取 われわれはさらに新しい資料によって本文を批判

## (T) 此者伊能碁布曾 (神武記)

が、 序文に一例あるのみで、音仮名としての用例の確実なものは一例もな ことは尊重しなければならぬ。ただし、「基」の文字は、 兼永筆本ともに「伊能基布」となっていて、文字の順序に異同のない と思うが、これを、定本古事記は、古訓古事記に従って「伊碁能布」 「余能許登碁登邇」(道祥、兼永)が真 福寺 本で 「基」に なっている る。本書も意味不明としておく。」と記している。ここは、 (古訓本上七二オニ)等、異文「基」を持つ例が八個所ある。 「伊能碁布」(イノゴフ)という語の存在はすでに認められている 他の本で「基」(道祥、兼永)になっている例(古訓本上三九ゥ五)、 一方「碁」の全用例二十の中には、 「意味についても諸説があり。大言海は何とも断定できぬとす 「許登能加多理碁登」(真) 古事記では 真福寺本、 それら

> ある。 が、書承の間に「伊能基布」と転化した可能性は十分考えられるので 化したものと認められる。これと同様に、「伊能碁布」とあった本文 を検討してみると、「碁」とあるべき本文が、書承の間に「基」に変

るのである。 りかとした判断は正しかったが、諸本一致している文字順を変えて、 うに<sup>(注)</sup>、「伊能碁布」に従うべきであろう。宣長が「基」を「碁」の誤 たために、定本は、 延佳本の改めた配列に従ったのは誤りであった。新しい研究を無視し も、最近山田忠雄、 日本霊異記に 「期剋ニ合伊乃古不」 小島憲之両氏のすぐれた考証が加えられているよ 宣長の誤りをそのままうけついだ結果になってい の訓注があり、 その意味に ついて

注 山田忠雄「『二つの笑ひ』(下)の追記」(「文学」昭4・3) 小島憲之「古事記訓読の周辺」― -附「イ ノ ゴフ」考続貂 (分文

学」昭43・8)

- 事記」の諸本系統図参照 (1) ここの傍線部には、 爾稍取依其御琴而那摩那摩邇此五字控坐。 諸本によって左のような異同がある。
- (a) 那摩那摩邇(真福寺・兼永・近衛・村井・梵舜・祐範・延春・石川 - 平瀬)
- (c) (b) 那麻那摩邇 那麻那麻邇 (輪王寺)

(曼殊院

・山田・北小路・猪熊・嶺照・三浦

じ (a) . は真福寺本および兼永筆本(これに近い一・二・九類の の一致した本文であって、 これが原型と考えられる。 明治二十年 諸 本も同

# 古 事 記 覚 書 一(古賀

刊の田中校訂本すでにこれを採り、古典大系本もこれに従ったのは正刊の田中校訂本すでにこれを採り、古典大系本もこれに従っているのはない。(ただし大系本訓み下し文の那 麻 那摩邇<二三九頁>はミスプリントか。)(6)は十部系諸本の第三類祖本に発して第八 類まで 継承された異文であって、延佳本、古事記伝もこれに従っているが、末流写本の多数が一致しているからといって、これに従うべきでないことはいうまでもなかろう。(C)は第三類写本の中で、さらに変化した異文である。定本古事記が、校訂古事記や大系本を無視し、古訓古事記を底本としながら、原型から一層遠ざかった(C)の異文を採用しているのは本としながら、原型から一層遠ざかった(C)の異文を採用しているのは本としながら、原型から一層遠ざかった(C)の異文を採用しているのは本としながら、原型から一層遠ざかった(C)の異文を採用しているのは本としながら、原型から一層遠ざかった(C)の異文を採用しているのは本としながら、原型から一層遠ざかった(C)の異文を採用しているのは本としながら、原型から一層遠ざかった(C)の異文を採用しているのは正式に対しているのは正式に対しているのは正式に対しているのは正式に対しているのは正式に対しているのは正式に対しているのは、

である。 である。 である。 である。 である。 の真現」であると解釈した部分があるが、既述のように「那摩那摩邇の具現」であると解釈した部分があるが、既述のように「那麻那摩邇」の具現」であると解釈した部分があるが、既述のように「那麻那摩邇」の具現」であると解釈した部分があるが、既述のように「那麻那摩邇」の具現」であると解釈した部分があるが、既述のように「那摩那摩邇」の具現」であると解釈した部分があるが、既述のように「那摩那摩邇」という本文が確立すれば、少なくもこの部分は成り立たなくなるのである。

くことによって、少しずつでも原型に近づける努力を続けなければなわしい。用字・文体をはじめとする本文の研究を着実に積み重ねていべ、近刊の「定本古事記」評を試みた。校本から定本への道はなおけ以上、古事記の本文批判に関する研究の経 過と問 題 点に ついて述

らない。具体的な問題については、次回以後引き続き取り上げるつも

りである。

(昭和四四・十二・